

---

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第二号イ及び第五条の四第一号ロの規定に基づき、環境大臣の定める焼却の方法を定める件

---

### ○環境省告示第二十九号（平成二十三年四月一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第二号イ及び第五条の四第一号ロの規定に基づき、環境大臣の定める焼却の方法を次のように定め、公布の日から適用し、環境大臣の定める焼却の方法（平成九年八月厚生省告示第百七十八号）は、廃止する。

#### 環境大臣の定める焼却の方法

- 一 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
  - 二 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D八〇四に定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないように焼却すること。
  - 三 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。
-

---

## 汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び

### 図面並びに再生利用の内容等の基準の一部を改正する件

---

#### ○環境省告示第三十号（平成二十三年四月一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第一号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の七において準用する同令第六条の六の二第二十一号及び同令第十二の六第五号の規定に基づき、汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成九年十二月厚生省告示第二百六十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

第一号中「第十二条の十二の三」を「第十二条の十二の七」に、「第六条の三第二項第二十一号」を「第六条の六の二第二十一号」に改め、同号イ中「第六条の三第一項第二号ハ」を「第六条の六の二第一号ロ(3)」に改める。

第四号中「第十二条の十二の三」を「第十二条の十二の七」に、「第六条の三第一項第二号ロ」を「第六条の六の二第十号ロ(2)」に改める。

---

---

## ダイオキシン類の濃度の算出方法を定める件の一部を改正する件

---

### ○環境省告示第三十一号（平成二十三年四月一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第一号の施行に伴い、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の六の二第二十号（同令第十二条第十二の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十年八月厚生省告示第二百二十一号（ダイオキシン類の濃度の算出方法を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

「第六条の三第二項第二十号（同令第十二条の十二の三）」を「第六条の六の二第二十号（同令第十二条の十二の七）」に改める。

---

---

## 廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び

### 図面並びに再生利用の内容等の基準の一部を改正する件

---

○環境省告示第三十二号（平成二十三年四月一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第一号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の三第十号、第六条の四第十一号、第六条の六の二第二十一号（同令第十二条の十二の七において準用する場合を含む。）、第十二条の十二の四第十号及び第十二条の十二の五第十一号の規定に基づき、廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成十三年十月環境省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

第一号中「第六条の三第二項第二十一号（同令第十二条の十二の三）」を「第六条の六の二第二十一号（規則第十二条の十二の七）」に改める。

第二号中「第六条の四第十号」を「第六条の三第十号」に改め、同号ロ中「第六条の三第一項第二号ハ（同令第十二条第十二の三）」を「第六条の六の二第一号ロ(3)（（規則第十二条の十二の七）」に改める。

第三号中「第六条の五第十一号」を「第六条の四第十一号」に改める。

---

---

## 廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の

### 基準を定める件の一部を改正する件

---

#### ○環境省告示第三十三号（平成二十三年四月一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第一号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和十六年厚生省令第三十五号）第六条の三第十号、第六条の四第十一号、第十二条の十二の四第十号及び第十二条の十二の五第十一号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第二十五号（廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

- 1 中「第六条の四第十号」を「第六条の三第十号」に改める。
  - 2 中「第六条の五第十一号」を「第六条の四第十号」に改める。
-

---

## シリコン含有汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する 書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準の一部を改正する件

---

### ○環境省告示第三十四号（平成二十三年四月一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第一号）の施行に伴い、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の七において準用する同令第六条の六の二第二十一号の規定に基づき、シリコン含有汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成十五年八月環境省告示第七十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

第一号中「第十二条の十二の三」を「第十二条の十二の七」に、「第六条の三第二項第二十号」を「第六条の六の二第二十一号」に改め、同号イ中「第六条の三第一項第二号ハ」を「第六条の六の二第一号ロ(3)」に改める。

---

---

## 転炉等の維持管理の技術上の基準及び

### 技術上の基準の一部を改正する件

---

#### ○環境省告示第三十五号（平成二十三年四月一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第一号）の施行に伴い、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の六（同令第十二条の十二の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、転炉等の維持管理の技術上の基準及び技術上の基準（平成十五年十月環境省告示第百五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

「第六条の六の二」を「第六条の六」に改める。

---

---

## 廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準の一部を改正する件

---

### ○環境省告示第三十六号（平成二十三年四月一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第一号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二十五号）第六条の三第十号、第六条の四第十一号、第十二条の十二の四第十号及び第十二条の十二の五第十一号の規定に基づき、廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準（平成十八年三月環境省告示第七十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

- 1 中「第六条の四第十号」を「第六条の三第十号」に改める。
  - 2 中「第六条の五第十一号」を「第六条の四第十一号」に改める。
-



---

## 石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の

### 内容等の基準等の一部を改正する件

---

○環境省告示第三十七号（平成二十三年四月一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行に伴い、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二十四の十一及び第六条の二十四の十二（これらの規定を同令第十二条の十二の十九において準用する場合を含む。）の規定に基づき、石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成十八年七月環境省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

第十条中「第九条の十第七項」を「第九条の十第八項」に改める。

第十一条中「第六条の二十四の十一」を「第六条の二十四の十二」に改める。

---

---

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ (6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物 の一部を改正する件

---

○環境省告示第三十八号（平成二十三年四月一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行に伴い、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第三号イ(6)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第百五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

附則2中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

---

---

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第六条の四第十号、第六条の五第十一号、第十二条の十二の四第十号及び第十二条の十二の五第十一号の規定に基づき、金属を含む廃棄物に係る再生利用の内容等の基準を定める件

---

### ○環境省告示第三十九号（平成二十三年四月一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第一号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の三第十号、第六条の四第十一号、第十二条の十二の四第十号及び第十二条の十二の五第十二号の規定に基づき、平成十九年十月環境省告示第八十九号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第六条の四第十号、第六条の五第十一号、第十二条の十二の四第十号及び第十二条の十二の五第十一号の規定に基づき、金属を含む廃棄物に係る再生利用の内容等の基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

第一条中「第六条の四第十号」を「第六条の三第十号」に改める。

第二条中「第六条の五第十一号」を「第六条の四第十一号」に改める。

---

---

## 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る

### 無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件

---

#### ○環境省告示第四十号（平成二十三年四月一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令等一号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の十九において読み替えて準用する同令第六条の二十四の十一及び第六条の二十四の十二の規定に基づき、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成二十一年十一月環境省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

第九条中「第六条の二十四の十」を「第六条の二十四の十一」に改め、同条第二号中「第十二条の七の二」を「第十二条の七の四」に改める。

第十条中「第六条の二十四の十一」を「第六条の二十四の十二」に改める。

---